

## 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。早期発見・早期対応を基本に丁寧に対応し、未然防止に努める。

本校は、西東京市子ども条例の理念を基に、第9条に示されている「子どもがいじめやその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができる」よう努める。そのために、「未然防止のための取組」「早期発見のための取組」「早期対応のための取組」「重大事態への対処」について、迅速かつ組織的に対応する。

以上を踏まえ、「西東京あったか先生」の理念を十分に理解し、教員の指導力と教職員の対応力の向上、観察力の強化を図り、子どもや保護者からの声や心を受け止め、子どもが安心して登校できる環境を構築する。また、いじめについて、声を上げられる学校づくりに努める。さらに、保護者・地域・関連機関と十分な連携の下、いじめを受けている児童の立場に立ち最大限の対応を行う。

## 2 未然防止のための取組

### (1) 児童への取組

- 学級・学年経営の充実を図り、どの学級・学年も互いに認め合い、高め合う児童を育成する。
- 言葉遣いや先あいさつの励行を行うことで児童の人権意識を高める。学習規律等（学習スタンダード・生活スタンダード）を統一し、規範意識を高める指導を全教職員で行う。また、学期に1回、授業の中で「いじめ防止」に関する内容を全学級で取り組む。
- 学級の中で様子の気になる児童へは、意図的に声を掛ける等の積極的な働きかけを全教職員で行う。また、日頃から全児童にレジリエンス（困難や脅威に直面している状況に対して、うまく適応できる能力）を育むことを通して、特に、物事に対するリフレーミングの感覚を養い、自尊感情や自己肯定感を高めることにつなげる。

### (2) 保護者・地域への取組

- 保護者会や学校運営協議会等の直接的・体面的な機会とともに、学校だより、学年だより、学級だより、学校ホームページなどを通して、学校の取組を周知し、学校と家庭や地域とで十分な連携を図り、子どもの見守りを進める。道徳授業地区公開講座やセーフティ教室などを活用した啓発活動などを推進する。

### (3) 関係機関との取組

- 教育委員会、子ども家庭支援センター、児童相談所、主任児童委員及び民生児童委員と情報の共有を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら子どもの小さなサインを見逃さない。

### 3 早期発見のための取組

学校生活のあらゆる機会を通して、全教職員が児童の小さな変化を見逃さず、気付いた変化については迅速に全教職員で共有し、「学校いじめ対策委員会」（本校では「対策委員会」以下「対策委員会」）を中心に対応することを基本とし、以下の早期発見の取組を確実に行う。

- (1) 生活指導夕会や対策委員会の中で取り上げた、いじめの兆候と疑われる事案については、毎月1回開催する対策委員会での最重要議題とし、学校生活での該当児童の様子や対応についての共通理解の徹底を図る。また、朝の教室や昇降口での児童の迎え入れや、健康観察、休み時間の行動観察、学期に1回行う「生活アンケート」から児童の変化をいち早く察知し、いじめの兆候が見られるときには、早急に担任・学年主任、スクールカウンセラー等による面談を実施する。
- (2) スクールカウンセラーによる5年生の全員面談を行う。また、5年生以外の児童にもカウンセラー・養護教諭・生活指導主任が必要に応じて面談を行い、児童の実態を把握する。特に、長期休業明けのスタートアップ期間（9月）は、担任が中心となって児童面談を実施し、児童の実態を把握する。
- (3) 学級・学年・学校便りや保護者会を積極的に活用するとともに、児童館（北原・ひばりが丘等）や学童クラブとの連携を図る。電話、対面等のあらゆる方法や手段を活用して保護者との情報交換を行い、児童の小さな変化に気付ける、また相談しやすい体制・環境をつくる。

### 4 早期対応のための取組

#### (1) 初期対応の取組

いじめを把握した場合は、即自的に対策委員会を開催し、事実確認及び対応方針を検討する。被害児童への支援、加害児童への指導、周囲児童への対応について、教職員の役割分担を明確にして対応する。また、学校生活台帳及び生活指導夕会において組織的に情報共有を行い、全教職員が同じように指導に当たる。

#### (2) 被害児童等への支援

被害児童（または保護者）からの情報を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるよう、被害児童を組織的に守る体制づくりを行う。状況をきめ細かく把握して情報を共有し、被害を受けた児童の心理的ストレスを軽減することに努める。また、いじめを伝えた児童の安全を確保するため、複数の教員による見守り、担任や養護教諭等による個別面談を行い、心の安定を図る。

#### (3) 加害児童への指導

加害児童には、具体的な行動目標をもたせ、きめ細やかに指導するとともに、組織的・継続的な観察を行い、再発防止に向けての指導を行う。保護者を交えた話し合い（保護者・担任・学年主任・生活指導主任・管理職等）をもつとともに、スクールカウンセラーを中心に加害児童とその保護者へのケアを進める。また、加害児童へ継続して指導を繰り返しても改善が見られない場合は、管理職が訓話を行う。

#### (4) 対応が長期に及ぶ場合の対応

いじめの対応は15日以内の解決を目指す。解決に至らない、又は至らないことが予想される場合や重大な事案については、教育委員会や警察、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携を図り、早期解決を目指す。

## 5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、以下の対応を行う。

- (1) いじめられた児童の安全を確保する。「いじめられている子どもを絶対を守る」
- (2) いじめられた児童が、落ち着いて教育を受けられる環境を作る。
- (3) 学校から、速やかに教育委員会または市長に報告し、連携した対処を開始する。
- (4) 学校に派遣された関係機関・臨床心理士と連携し対処する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合、田無警察署と連携した対処を行う。
- (6) 市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力し、重大事態に係る事実関係を明確にする。
- (7) 重大事案の調査結果についての、市条例12条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査（再調査）について協力する。市長は必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うため、第三者の学識経験者等により構成される「西東京いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめ防止対策推進法第28条1項の規定に基づく調査を行う。

## 6 組織的な対応の在り方

### (1) 組織的な指導體制

いじめ防止の取組として、「未然防止のための取組」「早期発見のための取組」「早期対応のための取組」は、対策委員会を中心に学校全体で情報を共有する。また、保護者・地域と連携を図り対応する。教育委員会、子ども家庭支援センター、主任児童委員・民生児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部機関と積極的に連携を図り、いじめ問題に取り組む。

### (2) 相談体制

- スクールカウンセラーによる学級観察や相談室の利用促進により、相談しやすい環境づくりに努める。生活アンケート等を行うことで、日頃から児童の変化に気付ける学級体制づくりを進め、気になることがあった時には学年、養護教諭、専科教員、生活指導主任、スクールカウンセラー等で共通理解をし、対策委員会に報告をする。
- スクールソーシャルワーカー・子ども家庭支援センター・主任児童委員・民生児童委員と日常的に連絡を取り、協力体制を築く。

## 7 研修体制

- (1) 年度当初に「生活指導全体会」を開き、気になる児童についての共通理解と、いじめに対する対応の共通理解を図る。毎週金曜日の生活指導夕会の中で児童の様子についての気付きを全教職員で共有し、日常的にいじめに対するアンテナを高くする。
- (2) 学校いじめ防止基本方針の周知に関する研修を行い、教員のいじめ防止に対する意識や具体的な対応力を高める。
- (3) 児童の自己肯定感を高めたり（リフレーミング）、困難を回避する力やSOSを発信する力を育成したりする研修を行う。